

■【トピックス】

**ギリシャ破綻そして中国！**



6月末にギリシャが実質的に財政破たんしました。これに連動するかのように中国の株式市場も大幅に下落しました。その後、ギリシャは国民投票を行い、EUとの協議を続けていますが、先行きは必ずしも明るくはありません。

また、中国政府は株式市場の下落を食い止めるため禁じ手を繰り出してきました。流動性こそが命である市場ですがお構いなしです。世界経済が混迷を深めています。

■【ビジネス・アイ】

**改正：所得拡大促進税制！**

- 社長 「今年はずいぶりにベースアップを実施したよ。それに夏の賞与も昨年と比べると多く出したから従業員は喜んでたね」
- 花野 「それはよかったですね。アベノミックスの効果もなかなか中小企業にまでは行き渡らないですから、そんな中で給与を増額できることは素晴らしいですね」
- 社長 「消費税も上がって社会保険料も毎年上がっているから従業員も手取りの給料が目減りしているしね。それと人手不足で給料を上げないと採用が難しいってこともあってね」
- 花野 「そうですね。ところで給与総額が増加しているのなら以前ご紹介した所得拡大促進税制が適用できるかもしれませんよ」
- 社長 「そうだね。前にも検討したけど要件の当てはめが難しく断念した覚えがあるんだけど」
- 花野 「それがですね。平成26年度の税制改正で要件が大幅に緩和されて適用しやすくなったんですよ。中小企業の場合、平成24年度の給与等支給額の総額より3%以上増加しているときには、適用要件を要チェックですよ」
- 社長 「そうなんだ。平成24年度との比較なら3%以上は増加している感じだね。さっそく検討してみよう」
- 花野 「顧問税理士さんも意外と見逃しているみたいなので確認しておいた方がいいですね」
- 社長 「そっちにも聞いてみることにするよ」

■【今月のキーワード】

**所得拡大促進税制（改正）**

平成26年度の税制改正で要件の緩和が行われ、平成27年度の税制改正では適用の拡充が行われました。給与等支給額の総額の増加促進割合を計算する基準年度が平成24年度のため、適用できるにも係らず適用していないケースもあるようです。

税制改正により要件も見直され適用しやすくなっていますので、ベースアップや賞与の増額を行った場合には、適用の可否を検討してみることをお勧めします。中小企業では増加額の20%が税額控除の対象となります。

■【今月の1冊】

『中小企業が海外で製品を売りたいと思ったら最初に読む本』

大澤 裕 著  
ダイヤモンド社 ¥1600

アベノミックスといっても上がるのは株価だけで中小企業の売上にはなかなか結びつきません。

少子化もあって縮小し続ける国内市場だけでは将来を描くことはできません。たとえ中小企業でも市場を海外に求める時代になりました。そんな中小企業の最初の指針となってくれる1冊がこの本です。お勧めです。



■【編集後記】

9月に沖縄で公認会計士協会の研究大会があります。大会の正式申込では、メイン会場のホテルを希望したのですが満室ということで取れませんでした。そこで裏技を駆使してそのホテルの部屋の予約を取りました。やれやれです。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.101（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2015.8.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>